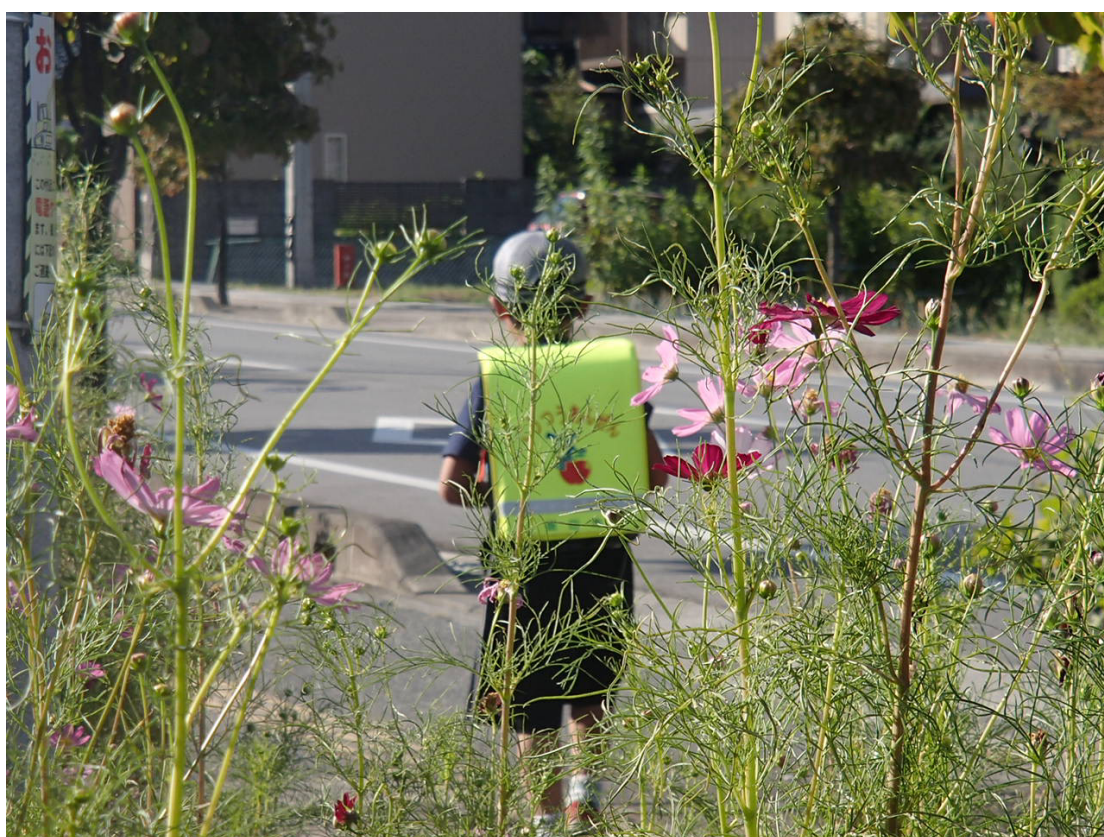


飯田市通学路安全対策アクションプログラム



飯田市・飯田市教育委員会

飯田市通学路安全検討委員会

令和6年2月一部改訂

1 策定の経過

平成 24 年に全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、文部科学省から都道府県教育委員会に対し「通学路（※1）の安全確保について(依頼)」(平成 24 年 5 月 1 日付け 24 文科ス第 93 号スポーツ・青少年局長通知)がありました。また、国土交通省・警察庁・文部科学省の 3 省庁が連携して対応策を検討し「通学路における緊急合同点検等実施要領」を作成し、関係機関が連携して通学路の安全点検及び安全対策を講じるよう、各省庁から関係機関へ依頼（文科省から都道府県教委へは、平成 24 年 5 月 30 日 24 ス学健第 6 号 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長通知）があり、飯田市では、平成 24 年 7 月に飯田国道事務所、飯田建設事務所、市建設部の各道路管理者と、飯田警察署、市危機管理・交通安全対策室、市教育委員会により「飯田市通学路安全検討委員会」を組織し、同年 7 月から 8 月にかけて、市内 19 の小学校区毎に学校及び地元まちづくり委員会等関係者と合同で緊急点検を実施しました。

その結果を踏まえ、平成 25 年 3 月には平成 29 年度までを目途とした取組を飯田市通学路安全対策アクションプログラム（以下「アクションプログラム」としてまとめ、以後通学路安全対策を進めてまいりました。必要な見直しを行い、今後も本プログラムに基づき、関係機関が連携し、通学路の安全確保に向けて継続的に取り組みを進めてまいります。

※ 1 「通学路」とは、児童等が通学の際に利用する道路のうち、法令等に照らして一定の要件を満たしていると学校が認めた区間について、通学する時間帯に設定をしており、学校が指定しています。（「【参考：通学路の設定及び道路の安全確保に係る法令等（一部抜粋）】」参照）

2 アクションプログラムの目的と目標

市内の児童生徒が安全・安心に通学できることを目的に、関係する地域の行政、学校、PTA、地域などの多様な主体が 3 つの目標を掲げ、4 つの具体的なアクションプログラムによる登下校時の安全対策を講じていきます（4 ページ『飯田市通学路安全対策アクションプログラム』イメージ図参照。）。また、PDCA サイクルにより、フォローアップしていきます（3 ページ「【参考：フォローアップ計画の展開イメージ】」参照。）。

（1）目 標

- ① 行政は通学路の安全対策を推進し、子どもの安全を確保します。
- ② 学校が中心となって安全教育を進め、子どもが自ら安全を確保できるようにします。
- ③ 市民と協働し、子どもが安心して通学できるようにします。

（2）児童等の安全を守る 4 つアクションプログラム

4 つのアクションプログラムにより子どもの通学時の安全・安心を守ります

- ① 安全・安心な通学路の指定
- ② 安全教育・指導の徹底
- ③ 地域との協働による安全確保
- ④ 通学路の環境整備

(3) 推進とフォローアップ

①推進体制

多様な主体が連携して児童生徒の登下校時の安全を確保していきます。

- (ア) **市教育委員会**は、学校の学校安全計画の策定や通学路指定に関し、指導・助言及び安全教育の推進を支援するとともに、安全確保に向けて関係機関への要請・調整に取り組みます。
- (イ) **道路管理者（国土交通省飯田国道事務所、長野県飯田建設事務所、市建設部）**は、所管する道路に関し、学校が指定する通学路の歩道の整備や防護柵の設置などの安全確保に取り組みます。
- (ウ) **飯田警察署（公安委員会）**は、児童等の安全安心な登下校のために、道路の交通安全施設整備、交通規制、交通安全指導、取締などに取り組みます。
- (エ) **市危機管理課**は、関係機関・組織と連携し、道路の安全施設整備、交通規制、交通安全指導、防犯などの取組から、児童等の安全確保対策に取り組みます。
- (オ) **学校**は、より安全な通学路を指定した上で学校安全計画に基づき危険箇所を把握し、安全教育や登下校時の安全指導を徹底します。また、関係機関・組織と協議して改善を要請します。（危険箇所として新規に対応の必要な個所があれば、地区へ相談し、要望書を提出します）

児童生徒・保護者・学校教職員からの危険箇所の情報

学校・PTAで危険箇所の確認・とりまとめ

地区へ相談・要望

地区まちづくり委員会等で精査し関係機関へ要望

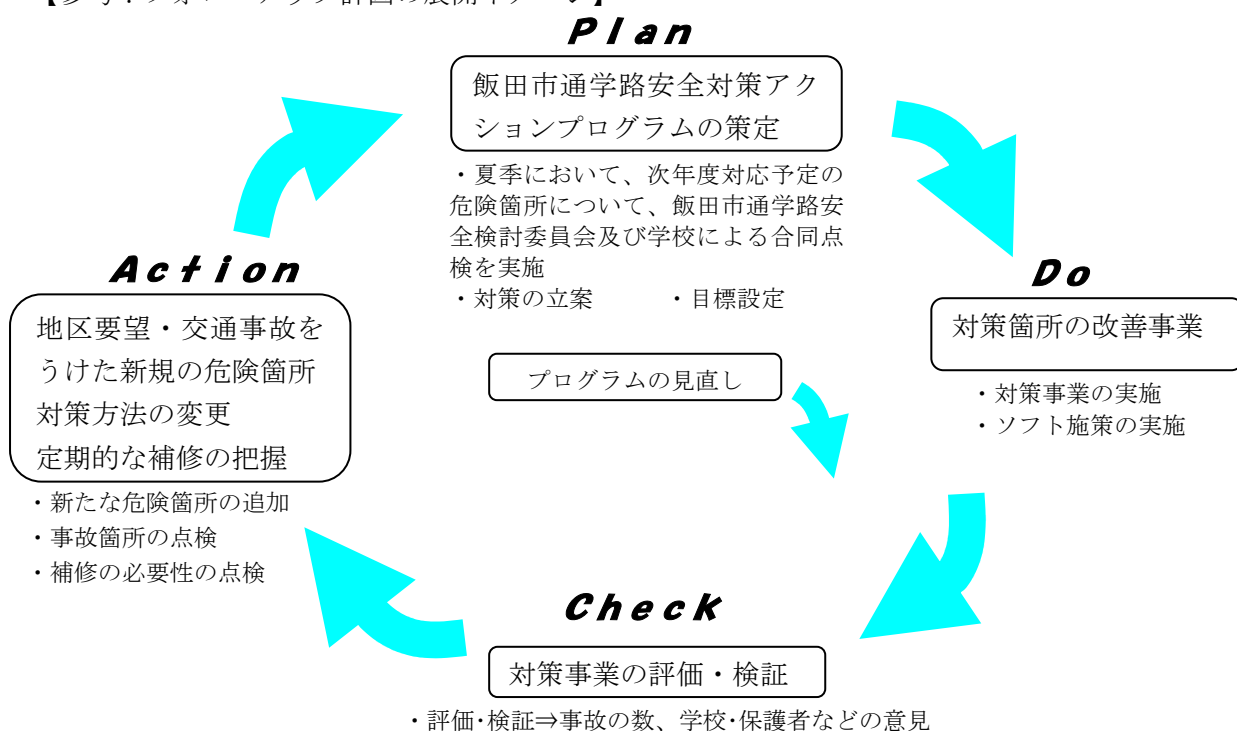
- (カ) **P T A**は、通学路の危険箇所の把握、街頭指導・パトロールなどの校外指導、家庭における安全教育などを行います。
- (キ) 各地区では、**まちづくり委員会等**を核にした交通安全・防犯・広報活動や地域安全に係る環境整備要望のとりまとめ・関係機関への要請などを継続してお願いしていきます。

なお、(ア) 市教育委員会 (イ) 道路管理者（飯田国道事務所、飯田建設事務所、市建設部）(ウ) 飯田警察署 (エ) 市危機管理課は『飯田市通学路安全検討委員会』を組織し、連携して課題解決を図っていきます。

②フォローアップ計画

当プログラムのフォローアップとして、定期的な危険箇所の追加や、対策方法の変更、補修箇所の把握をし、プログラム等の見直しを行っていきます。なお、地区要望をうけ新たに対策が必要な箇所については、道路管理者が飯田市通学路安全検討委員会に提案し、対策を立案します。通学途中の事故箇所についても、飯田市通学路安全検討委員会において精査し現地地点検を行います。

【参考：フォローアップ計画の展開イメージ】



3 アクションプログラムの内容

(1) 安全・安心な通学路の指定

市教育委員会では通学路に関する要綱等を策定し、通学路に関しての基本的な考え方、指定の手順、指定の要件等を明確にするとともに、学校における児童等の安全確保のための取組を支援します。学校では、この要綱等に則って安全な通学路を指定するとともに、まちづくり委員会等と連携し、地域の協力を得ながら通学路の定期的な点検を行います。また、これにより、危険箇所の見直しを行い、市教育委員会はその結果をアクションプログラムへ反映します。

(2) 安全教育・指導の徹底

学校は、児童等を対象として定期的な安全教育・指導に取り組みます。具体的には、安全講話、児童等の通学路安全マップの作成による指導、親子で通学路を歩く取組の実施、学校・PTAによる交差点・横断歩道・危険箇所での街頭指導、啓発ステッカーをつけた車両による通学路パトロールなどの活動を定期的に行うよう推進します。

また、ドライバーのマナー・モラルの低下なども指摘されていることから、市危機管理課、飯田警察署が連携した運転マナーや交通安全啓発・指導・取り締まりを行います。これらの活動は、広報いいだ、学校のホームページ、学校便り等に掲載し、保護者の方や地域の方への啓発も行います。

(3) 地域との協働による安全確保

各地区では、登下校時における児童等の安全を守るため、まちづくり委員会等の団体や地域のボランティアの方々によるパトロールや登下校の安全指導を行っていただいております。今後とも各学校で計画する地域の方々との交流や懇談の機会等を通じて、まちづくり委員会等の団体へ、継続的に子どもたちの見守りやパトロールの協力をお願いしていきます。また、必要により自主的な規制を含めた交通規制等による安全対策を、地域の協力・理解を得ながら「通学路安全検討委員会」で検討していきます。

(4) 通学路の環境整備

関係者による合同点検の結果、歩道の整備・交通安全施設設置などのハード整備対応が効果的な箇所については、まず(1)から(2)のソフト対策を推進するとともに、緊急度（危険性、通学する児童数、学校からの距離など）から優先順位を見極めながら、通学路の環境整備を計画的に実施していきます。



『飯田市通学路安全対策アクションプログラム』イメージ図

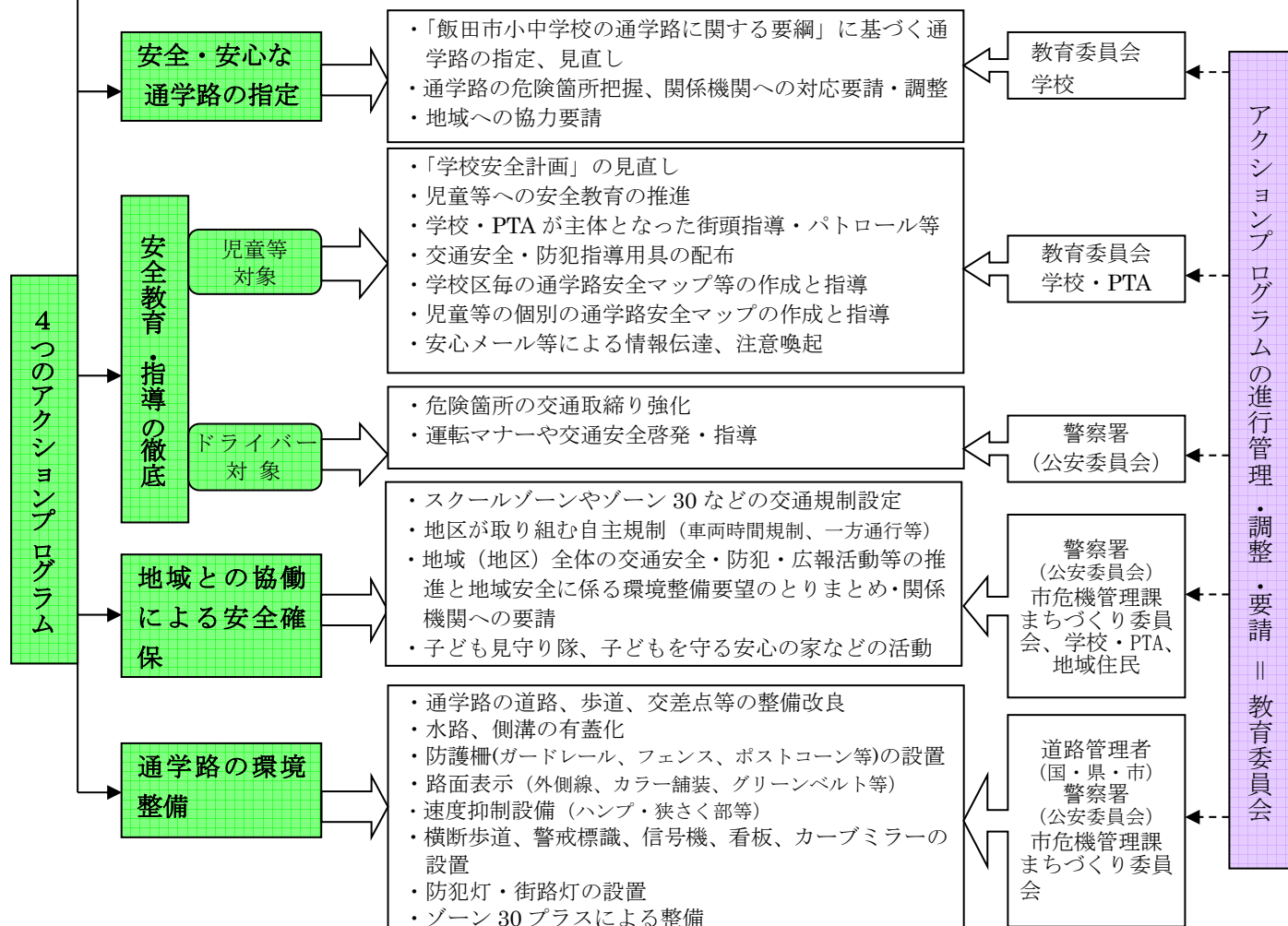
目的：市内の児童等が安全・安心に通学できる

- 目標 ① 行政は通学路の安全対策を推進し、子どもの安全を確保します。
 ② 学校が中心となって安全教育を進め、子どもが自ら安全を確保できるようにします。
 ③ 市民と協働し、子どもが安心して通学できるようにします。

推進体制 ～多様な主体が連携し登下校時の安全を確保する～

通学路安全検討委員会

- ◇市教育委員会は、学校の学校安全計画の策定や通学路指定に関し、指導・助言及び安全教育の推進を支援するとともに、安全確保に向けて関係機関への要請・調整に取り組みます。
 - ◇道路管理者（飯田国道事務所、飯田建設事務所、市建設部）は、所管する道路に関し、学校が指定する通学路の歩道の整備や防護柵の設置などの安全確保に取り組みます。
 - ◇飯田警察署（公安委員会）は、児童生徒の安全安心な登下校のために、道路の交通安全施設整備、交通規制、交通安全指導、取り締まりなどに取り組みます。
 - ◇市危機管理課は、関係機関・組織と連携し、道路の安全施設整備、交通規制、交通安全指導、防犯などの取組から、児童等の安全確保対策に取り組みます。
- ◆学校は、より安全な通学路を指定した上で学校安全計画に基づき危険箇所を把握し、安全教育や登下校時の安全指導を徹底します。また、関係機関・組織と協議して改善を要請します。
- ◆PTAは、通学路の危険箇所の把握、街頭指導・パトロールなどの校外指導、家庭における安全教育などを行います。
- ◆各地区では、まちづくり委員会等を核にした交通安全・防犯・広報活動や地域安全に係る環境整備要望のとりまとめ・関係機関への要請などを継続してお願いします。



【参考：通学路の設定及び道路の安全確保に係る法令等（一部抜粋）】

○平成 24 年度文部科学省交通安全業務計画（平成 24 年 3 月 30 日策定）（抄）

市町村の教育委員会においては、学校に対し、当該学校の所在する地域の実情を十分考慮して幼児児童生徒の通学通園路及び登下校の時間帯を設定し、必要に応じ道路管理者、警察等と共同して、定期的に安全点検を実施するよう指導するとともに、その結果について報告を求める。また、前述の報告をもととし、必要に応じ、管内国公立の学校の通学通園路の変更や交通安全施設の新設又は改修などの環境の改善及び登下校の時間帯の調整を図る。

○学校保健安全法（昭和三十三年四月十日法律第五十六号）

（学校安全計画の策定等）

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

（地域の関係機関等との連携）

第三十条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他関係者との連携を図るよう努めるものとする。

○交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令（昭和四十一年四月一日政令第百三号）

第四条 法第六条第三項の政令で定める通学路は、次に掲げるものとする。

- 一 児童又は幼児が小学校（特別支援学校の小学部を含む。）若しくは幼稚園又は保育所（以下これらを「小学校等」という。）に通うため一日につきおおむね四十人以上通行する道路の区間
- 二 前号に掲げるもののほか、児童又は幼児が小学校等に通うため通行する道路の区間で、小学校等の敷地の出入口から一キロメートル以内の区域に存し、かつ、児童又は幼児の通行の安全を特に確保する必要があるもの

○学校安全参考資料『『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育』（文部科学省著作権所有、平成 13 年発行、平成 22 年改訂）の別表 3

（通学路の設定）

通学路の条件

- ・できるだけ歩車道の区別がある
- ・区別がない場合、交通量が少ない、幅員が児童生徒等の通行を確保できる
- ・遮断機のない無人踏切を避ける
- ・見通しの悪い危険箇所がない
- ・横断箇所に横断歩道、信号機が設置されたり、又は、警察官等の誘導が行われたりしている
- ・犯罪の可能性が低い など

○交通安全対策基本法（昭和四十五年六月一日法律第百十号）

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、住民の生命、身体及び財産を保護するため、その区域における交通の安全に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該区域の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（道路等の設置者等の責務）

第五条 道路、鉄道、軌道、港湾施設、漁港施設、飛行場又は航空保安施設を設置し、又は管理する者は、法令の定めるところにより、その設置し、又は管理するこれらの施設に関し、交通の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。